

まちづくりユニバーサルデザインガイドラインの 改訂時期の見直しについて

1 まちづくりユニバーサルデザインガイドラインの改訂について

まちづくりユニバーサルデザインガイドライン（以下「ガイドライン」という。）については、策定から約20年が経過し、この間、社会環境も大きく変化していることから、今般の「ひとにやさしいまちづくり推進指針」の策定に併せて改訂を行うこととしています。

（※「令和6年度第1回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」で概要を説明）

2 ガイドラインの改訂時期について

ガイドラインの改訂については、これまで、本年度内を目途として進めてきたところであり、前回の協議会においても、その旨を説明させていただいたところです。

しかしながら、今般、国が定めるバリアフリー設計の指針である「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が、令和7年春に改正される予定であることが明らかになり、これを踏まえて、ガイドラインにもこの改正内容を反映させる必要があることから、ガイドラインの改訂時期についても、令和7年度に見直しをすることといたしました。

つきましては、今回の協議会で報告を予定していたガイドラインの改訂案についても、時期を見直し、令和7年度の協議会で改めて報告させていただきたいと存じますので、御了承くださいますようお願いいたします。

また、改定案のとりまとめの際には、委員の皆様方にも御意見を賜りたいので、引き続き、御協力の程よろしくお願いいたします。

（参考）

- バリアフリー基準等に関する国の動向
 - ・ 移動等円滑化基準（義務基準）の改正：令和7年6月1日施行
 - ・ 移動等円滑化誘導基準の改正：同上
 - ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正：
令和7年春（予定）